

本制度についてのお問い合わせはこちらまで

愛知県商工会連合会 指導課 052 - 562 - 0040

愛知県弁護士会 業務広報係 052 - 203 - 0730

-ご相談は下記の最寄り商工会まで-

鳴海商工会	052-896-3331	師崎商工会	0569-63-0349
有松商工会	052-621-0178	美浜町商工会	0569-82-3951
守山商工会	052-791-2500	武豊町商工会	0569-73-1100
豊明市商工会	0562-93-6666	高浜市商工会	0566-53-1827
東郷町商工会	0561-38-0821	知立市商工会	0566-81-0904
日進市商工会	0561-73-8000	岡崎市六ツ美商工会	0564-43-2502
長久手市商工会	0561-62-7111	一色町商工会	0563-72-8276
尾張旭市商工会	0561-53-7111	西尾みなみ商工会	0563-32-1141
清須市商工会	052-400-3008	幸田町商工会	0564-62-0120
北名古屋市商工会	0568-25-0001	岡崎市ぬかた商工会	0564-82-3077
豊山町商工会	0568-28-3800	みよし商工会	0561-34-1234
岩倉市商工会	0587-66-3400	藤岡商工会	0565-76-2612
扶桑町商工会	0587-93-5111	小原商工会	0565-65-2540
大口町商工会	0587-95-2557	足助商工会	0565-62-0480
尾西商工会	0586-62-9111	下山商工会	0565-90-2602
祖父江町商工会	0587-97-5800	旭商工会	0565-68-2620
平和町商工会	0567-46-0031	稲武商工会	0565-82-2640
木曽川商工会	0586-87-3618	設楽町商工会	0536-62-0004
あま市商工会	052-442-8831	東栄町商工会	0536-76-0530
大治町商工会	052-442-4511	津具商工会	0536-83-2114
愛西市商工会	0567-24-6122	豊根村商工会	0536-85-1033
蟹江町商工会	0567-95-1809	新城市商工会	0536-22-1778
弥富市商工会	0567-65-3100	音羽商工会	0533-88-2881
飛島村商工会	0567-52-1002	一宮商工会	0533-93-2088
阿久比町商工会	0569-48-7085	小坂井商工会	0533-78-3333
東浦町商工会	0562-83-6123	御津町商工会	0533-76-3737
知多市商工会	0562-55-0700	田原市商工会	0531-22-6666
内海商工会	0569-62-0403	渥美商工会	0531-33-0441
豊浜商工会	0569-65-0004		

【地域弁護士制度について】

※中小企業の皆様が、日頃なじみの少ない弁護士相談について、より手軽に使えるようにするため、愛知県商工会連合会、愛知県弁護士会、中部経済産業局が協議して立ち上げた制度です。どうぞお気軽にご利用ください。

地域弁護士制度

のご案内



愛知県商工会連合会
愛知県弁護士会
中部経済産業局

中小企業のみなさん!

このようなことでお悩みではないですか?

契約上のトラブルを解決したいが、
弁護士に相談するほどのことじゃ
ないかな……

法律相談したいが、
どこに相談したらよいかわからない。

弁護士は
敷居が高いから、
相談しづらい面も……



そのようなときは、是非こちらをご活用ください

随時相談

地域弁護士制度

初回無料

詳しくは次のページをご覧ください

地域弁護士制度とは?

法律関係の困りごとを抱えているものの、どこに相談したらよいかわからない、弁護士に相談するほどの案件かどうか判断できない、弁護士は敷居が高く感じてしまっ
て相談しづらい。

このようなお悩みをお持ちの事業者の方を、愛知県商工会連合会・県内商工会の経
営指導員と愛知県弁護士会の地域弁護士が連携してサポートいたします。

まずはお近くの商工会の経営指導員までお気軽にお尋ねください。

●地域弁護士とは?●

愛知県弁護士会所属の弁護士が、愛知県内の商工会エリアを地域
別に担当し、愛知県商工会連合会・県内商工会の経営指導員と連携
しながら、地域の事業者の方からの法律相談に応じます。

法律上の
トラブル発生

ご相談の流れ

1. 各商工会の経営指導員へのご相談

法律上のトラブルが発生した場合、まずお近くの商工会の経営指
導員にご相談ください。必要に応じて弁護士とも相談し、経営等
に係る相談経験豊かな経営指導員が適切なアドバイスをいたします。
簡易なご相談についてはこの段階で解決する場合もあります。

※相談受け付けは、祝祭日を除く月～金

2. 愛知県弁護士会の地域弁護士へのご相談

「1. 各商工会の経営指導員へのご相談」で解決しなかった場合、
担当の経営指導員が愛知県弁護士会所属の地域弁護士をご紹介さ
せていただき、地域弁護士と直接ご相談いただくことになります。
通常、弁護士への法律相談は有料ですが、地域弁護士制度をご利
用の場合、**初回の相談は無料**で実施させていただきます。

3. 弁護士への個別のご相談

「2. 愛知県弁護士会の地域弁護士へのご相談」の初回だけでは
解決しなかったような複雑なご相談については、担当弁護士とご
相談いただき、継続的にサポートすることも可能です（ただし追
加のご相談につきましては有料となります）。



トラブルの
解決

*制度のご利用をご希望の方は、最寄りの商工会まで御連絡ください